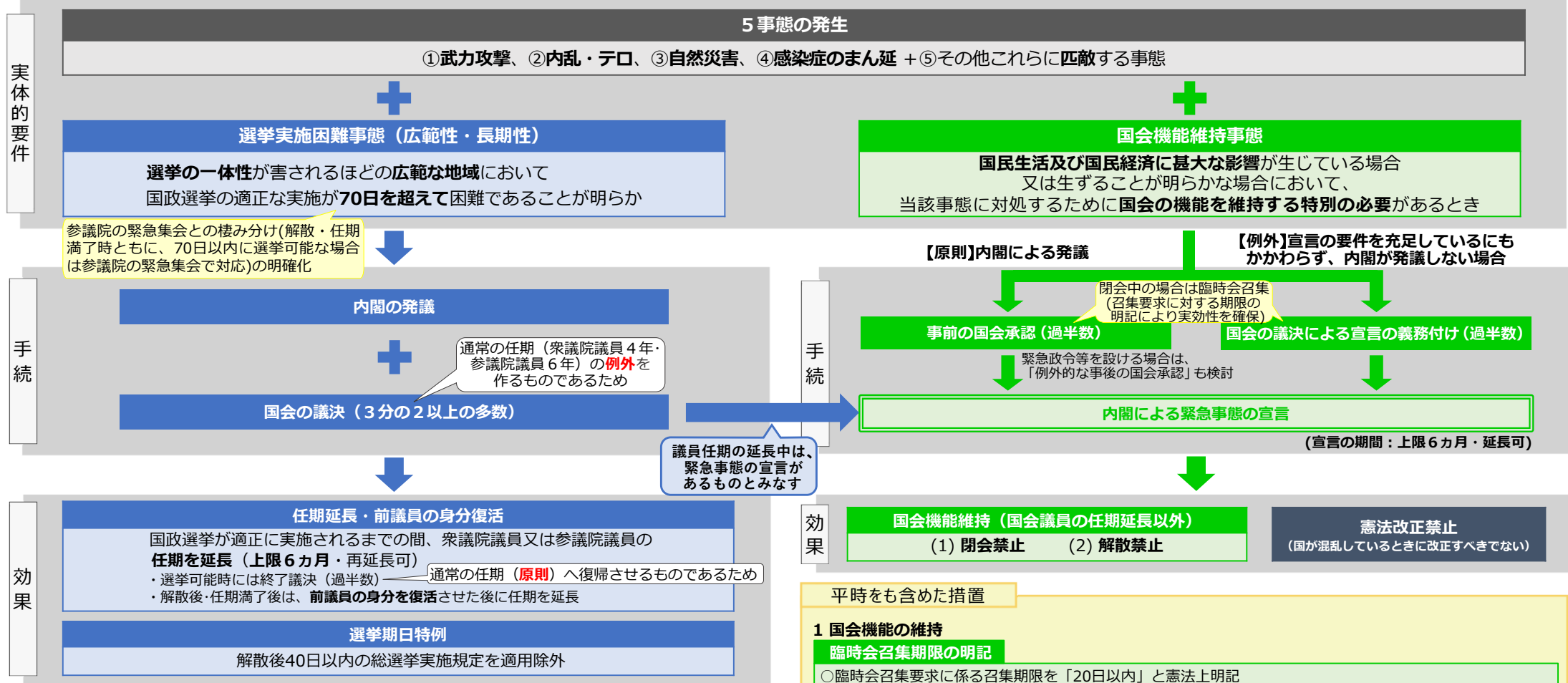


緊急事態条項（国会議員の任期延長その他の国会機能維持） 概要

<国会議員の任期延長>

<議員任期延長以外の国会機能維持等>



平時をも含めた措置

国会機能の維持

任期満了時における参議院の緊急集会の開催の明記

○衆議院議員の不在時でも70日以内に選挙可能な場合は、常に参議院の緊急集会で対応することを明確化するため、参議院の緊急集会が衆議院議員の任期満了時にも開催できることを明記

平時をも含めた措置

1 国会機能の維持

臨時会召集期限の明記

○臨時会召集要求に係る召集期限を「20日以内」と憲法上明記

2 人権保障の徹底

(1) 消極的側面からの保障(禁止事項等の明記)

- 「絶対に制限してはならない人権」の明記
(①内心の自由の制限、②内心における信仰の自由の制限、③検閲、④奴隷的拘束の絶対的禁止)
- 人権の「本質的内容」の制限の絶対的禁止
(人権の総則的規定において、人権の「本質的内容」は絶対に制限してはならない旨を規定)

(2) 積極的側面からの保障

- 人権制約の基準の明確化（比例原則の憲法化）

検討事項

- 憲法裁判所の関与**
裁判所の関与は必須であるが、憲法裁判所の導入には時間を要する。そこで、①憲法裁判所の設置を見据えた司法改革（最高裁の人事改革・勸告的意見制度の創設等）を推進し、②憲法裁判所の設置やその関与については、引き続き、検討を進める。
- 両院合同委員会等**
両院合同委員会や定足数の緩和については、論点を整理し、引き続き、検討を進める。
- 緊急政令等**
緊急政令及び緊急財政処分についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。